赤澤経済再生担当大臣の訪米(9月4日~9月6日)について

令和7年9月9日 内閣官房 米国の関税措置に関する総合対策本部事務局

赤澤経済再生担当大臣の訪米(9月4日~9月6日)

- 9月4日(米国時間)、トランプ大統領は、<u>我が国に対する関税の引下げ措置に関する</u> 大統領令に署名。
- 同日、赤澤亮正・経済再生担当大臣は、ハワード・ラトニック商務長官との間で、日米間の 合意に基づく投資イニシアティブの大枠について、日米の共通理解を確認するための了 解覚書に署名。
- また、日米両国は、7月22日(現地時間)の日米間の合意におけるコミットメントを再確認する共同声明を発出。
- 赤澤大臣は、ラトニック長官に対し、石破総理からトランプ大統領への親書を手交し、7月22日の日米間の合意の下、同大統領の力強いリーダーシップと日本の力強い投資により、日米関係の黄金時代を共に築いていくことを呼びかけるとともに、同大統領の訪日を改めて招請したいとの石破総理のメッセージを伝達。







大統領令(9月4日(米国時間)署名)

(相互関税)

- □ 追加関税15% →**15%(含:MFN税率)** (注)
 - (注) MFN関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる(いわゆる「上乗せなし(Non-Stacking)」)。
- □ 8月7日から遡及して適用。
- □ 従量税の取扱いは、欧州連合(EU)の製品に対する取扱いと同一とする。

(自動車・自動車部品関税)

- □ 追加関税25% →**15%(含:MFN税率)** (注)
 - (注) 既存MFN税率 (2.5%) を含めて15%であり、追加関税は半減。
- □ 大統領令が連邦官報に掲載された日から7日以内に、関税表を修正する通知が官報に公表 (その時点で関税引下げが発効する旨を米側に確認済み)

(航空機・航空機部品(無人機を除く))

- **□** 追加関税15% → 無税
- □ 大統領令が連邦官報に掲載された日から7日以内に、関税表を修正する通知が官報に公表。

(米国において入手不可能な天然資源・ジェネリック医薬品(その原材料及び化学前駆体を含む))

- □ 追加関税15% → 相互関税から除外 (無税)
- □ 具体的な対象品目及び適用開始時期については、商務長官が決定。

日米間の枠組み合意に関する共同声明(9月4日(米国時間)(仮訳)

2025年7月22日の日米間の枠組み合意に関連し、また2025年9月4日に署名された関税に関する大統領令を含む米国のコミットメントに応じて、日本は、了解覚書による戦略的な投資に加え、以下のコミットメントを再確認する。

- ▶ バイオエタノール(持続可能な航空燃料向けを含む)、大豆、トウモロコシ及び肥料を含む国内消費向け米国の農産品並びに他の米国の製品の追加購入を年間計80億ドル規模で実施。
- ▶ 多様な米国の工業製品及び消費財の購入を拡大。
- ▶ 100機のボーイング社製航空機を購入。
- ミニマム・アクセス米制度の枠内における米国産コメの調達の75%増加を迅速に実施。
- ▶ 液化天然ガス (LNG) を含む米国のエネルギーについて、当該LNGに関する新たなアラスカでのオフテイク(注:買い取り)契約を追求しつつ、年間計70億ドル規模の安定的かつ長期的な追加購入を実施。
- ▶ 防衛力整備計画に基づく米国製防衛装備品及び半導体の年間調達額を数十億ドル規模で増加。
- ▶ 米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ。
- 米国車に対してクリーンエネルギー自動車導入促進補助金を提供。

1962年通商拡大法第232条に基づき医薬品及び半導体(半導体製造装置を含む)に対して課されるいかなる関税についても、米国は、日本の製品に対して、他のいかなる国の製品に適用される税率を超えない第232条に基づく関税率を適用する意図を有する。

また、米国は日本の航空機及び航空機部品にいかなる関税も課さない意図を有する。